



議案第九十八号

木地山地区は場整備事業に伴う字の区域の変更について

次のおり字の区域を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十七年十二月十六日

三朝町長 松村喬成

昭和五十七年拾月八日原案可決

三朝町議会議長名越典由

<p>区域を変更する字の名称</p>	<p>同上の区域（昭和五十七年十二月一日現在の地番による。）</p>
<p>大字木地山字中古屋</p>	<p>大字木地山字中古屋の全域及び大字木地山字中小屋 三〇三の二</p>
<p>大字木地山字中小屋</p>	<p>大字木地山字中小屋のうち三〇三の二以外の区域</p>
<p>大字木地山字八人口</p>	<p>大字木地山字八人口の全域及び大字木地山字人形山 一〇〇九の二一から一〇〇九の二四まで</p>
<p>大字木地山字人形山</p>	<p>大字木地山字人形山のうち一〇〇九の二一から一〇〇九 の二四まで以外の区域</p>